

(参 考)「芦間高等学校 学校協議会」について

昨年度末に成立しました「府立学校条例」に基づき、新たな学校協議会が設置されました。協議会の委員につきましては、学校から推薦した協議会委員候補が7月に正式に府教育委員会から任命され、協議会は2学期からスタートいたします。学校協議会委員としては、保護者や地域の代表、学識経験者にお願いしています。

学校協議会の役割は、下記の条例に記されている通りです。今後、協議会で議論された内容については、学校HPに順次掲載してまいります。なお、今年度の定例の協議会は、10月下旬ごろと2月下旬ごろの2回の開催予定です。

協議会の役割には「保護者からの意見の調査審議に関する事項」がございます。(条例第13条4項)

これは、

- ・「学校の授業やその他の教育活動に問題がある」と保護者が思われたときに、協議会に対して意見表明をする。
- ・協議会はその意見を吸い上げて議論し、学校に対して意見を述べる。
- ・校長はその意見を尊重し、速やかに対応する(なお、緊急を要するご意見に対しては、すみやかに臨時的協議会を開催し、対応してまいります)。

ということです。

「〇〇先生の授業について改善を求めたい。〇〇部の先生の部活動指導について改善を求めたい。〇〇行事の指導方法を見直してほしい」等、保護者の意見を踏まえて協議会の委員の方が判断し、学校に意見を示してほしいというようなことがありましたら、別紙様式にて協議会にご意見をお寄せください。

学校協議会が行う意見の収集の仕方やその様式については、府から示されたマニュアルに基づいて実施します。手続き等について面倒とお感じになるかもしれませんが、ご理解とご協力よろしく願います。

なお、これまで本校が独自に実施してまいりました、ご意見をお聞きするための「問い合わせメール」についても、引き続き開設しています。これまで通りご相談、ご意見等をお聞かせください。

(府立学校条例からの抜粋)

第十二条 保護者等との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映のため、府立学校に、府立学校の運営に関する協議会(以下「学校協議会」という。)を置く。

2 学校協議会の名称は、その置かれた府立学校の名称を冠するものとする。

3 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いた上で、保護者等及び委員会が必要と認める者について、委員会が任命する。

4 学校協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して、意見を述べることができる。

一 学校経営計画に関する事項

二 学校評価に関する事項

三 教員(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。)の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項